

各 位

株式会社 東北銀行

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた 手形・小切手の最終振出期限の設定等について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みとして、下記の通り取扱いを実施しますのでお知らせいたします。

「手形・小切手の全面的な電子化」は、政府・産業界・金融界一丸となって取り組んでいるものであることから、お客さまにおかれましても、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：2026 年 9 月 30 日（水）

※2026 年 10 月 1 日以降に振り出された当行の手形・小切手は決済されません。

(2) 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

受付終了日：2026 年 9 月 30 日（水）

※2026 年 10 月 1 日以降は、他行（支払銀行）へのご呈示が必要となります。

(3) 手形割引、手形担保貸出の受付終了

最終受付日：2026 年 9 月 30 日（水）

(4) 自己宛小切手の発行終了

発行終了日：2026 年 3 月 31 日（火）

2. 手形・小切手の代替サービスについて

当行では、お客さまの取引の電子化に向けて、インターネットバンキングによるお振込または電子記録債権（でんさい）のご利用を推奨しております。



〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

【本件に関するお問い合わせ】

事務統括部（担当：千田）TEL：019-623-1975

融資部（担当：及川）TEL：019-651-6225

3. 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けたスケジュール

(1) 手形・小切手を振出しているお客さま

	2025 年	2026 年	2027 年
手形・小切手の発行	発行可 (2026 年 3 月末まで)	発行不可 (2026 年 4 月以降)	
手形・小切手の振出	振出可 (2026 年 9 月末まで)		振出不可 (2026 年 10 月以降)

(2) 手形・小切手をお受取りになるお客さま

	支払地	2025 年	2026 年	2027 年
入金	当行	入金可 (振出日が 2026 年 10 月以降のものは入金不可)		
	他行	入金可 (2026 年 9 月末まで)	入金不可 (2026 年 10 月以降)	
代金取立	当行	取立可【支払期日が 2027 年 3 月末までのもの】 (振出日が 2026 年 10 月以降のものは取立不可)		
	他行	取立可【支払期日が 2027 年 3 月末までのもの】 (他行が振出期限を設定している時は決済されない場合があります)		

※注¹：2027 年 4 月以降を支払期日とする手形・小切手の取立不可

以 上